

東紀州環境施設組合職員の給与に関する条例

令和3年4月1日
条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給料等)

第2条 職員の給料等（特殊勤務手当を除く。）については、尾鷲市の職員の給与に関する条例（昭和32年尾鷲市条例第14号）の適用を受ける職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。